

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 2/2563 号

件名：投資委員会事務局布告第 2/2563 号に基づく

投資奨励対象業種表の改定

投資奨励の政策と規定に関する仏暦 2557 年（西暦 2014 年）12 月 3 日付の投資委員会布告第 2/2557 号に引き続き、

投資委員会は、観光関連事業および低所得者向け住宅事業への投資を促進するため、仏暦 2520 年（西暦 1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、以下の通り公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年（西暦 2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の付録の投資奨励対象業種表の第 7 類に下記の文章を追加し、業種、条件、恩典を以下の通り定める。

業種	条件	恩典
7.36 低所得者向け住宅事業	1. 投資奨励の申請対象となる住宅は以下の面積を有するものとする。 1.1 集合住宅の建設の場合、一戸につき 24 平方メートル以上の使用可能面積を有するものとする。 1.2 長屋または一戸建て住宅の建設の場合、一戸につき 70 平方メートル以上の使用可能面積を有するものとする。 2. 投資奨励措置の申請対象となる住宅は一般人のみに販売が行われ、以下の単価により販売が行われるものとする。 2.1 バンコク都、ナコーンパトム県、ノンタブリ県、パトゥムターニー県、サムットプラカーン県、サムットサーコーン県に位置する場合、一戸につき 120 万バーツを超えない価格（土地代を含む）で販売するものとする。 2.2 その他の県に位置する場合、一戸につき 100 万バーツを超えない価格（土地代を含む）で販売するものとする。	A4 法人所得税の免除のみ

業種	条件	恩典
	3. 定められる条件に基づく住宅地全体に対し 80%以上の住宅用地を有すること。 4. 駐車場、住宅地全体に設けられる監視カメラ、24 時間常駐の警備員、共用エリアおよび他の施設における清掃員といったファシリティを適切な割合で設けるものとする。 5. 設計図書および配置図は委員会による承認を取得する必要がある。 6. 建築規制法または関連法に基づく建築許可が必要である。 7. 投資奨励の申請書を提出する前に政府住宅銀行の承認を取得する必要がある。 8. ISO 9000、ISO 14000、またはその他の同等の国際規格に準拠した品質保証証明書を取得する必要はない。 9. 仏暦 2563 年（西暦 2020 年）の最終営業日までに投資奨励の申請を行うものとする。	

第 2 項 仏暦 2557 年（西暦 2014 年）12 月 3 日付投資委員会告示第 2/2557 号巻末の投資奨励対象業種表のケーブルカー事業に関する第 7. 22. 8 類およびホテル事業に関する第 7. 23. 1 類の文章を廃止し、下記の文章に改定する。

業種	条件	恩典
7. 22. 8 観光用 ケーブル カーまたは トラムカー 事業	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。 2. 関連政府機関の同意を得ること。関連部門の基準または委員会が承認したその他の基準に準拠しているものとする。	A3

業種	条件	恩典
7.23.1 ホテル事業	1. 部屋数が 100 室以上である場合、投資金額（土地代および 運転資金を除く）は 1 室あたり 200 万バーツ以上である こと。 2. 部屋数が 100 室未満である場合、投資金額（土地代および 運転資金を除く）は 5 億バーツ以上であること。 3. 以下の通り恩恵を受けるとする。 ークラビ県、バンコク都、カンチャナブリー県、コーンケ ン県、チャチューンサオ県、チョンブリ県、チェンマイ県、 ナコーンパトム県、ナコーンラチャシーマー県、ノンタブ リ県、パトゥムターニー県、プラチュアップキリカーン県、 アユタヤ県、パンガー県、ペップリー県、プーケット県、 ラヨーン県、ソンクラー県、サムットプラカーン県、サム ットサーコーン県、サラブリー県、スラターニー県に事 業所を設立する場合 ーその他の県に事業所を設立する場合	B2 A4

尚、本布告は仏暦 2563 年（西暦 2020 年）2 月 6 日より有効とする。

発布日：仏暦 2563 年（西暦 2020 年）3 月 11 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長